

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

令和5年11月25日（土曜日）、農林水産省より、佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の発表があり（別紙1）、政府においては、鳥インフルエンザ関係省庁連絡会議が開かれ、情報共有がなされたところです（別紙2）。

鳥インフルエンザへの対策については、既に令和5年10月12日付け事務連絡において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方について」（別紙3）を参考にし、

- (1) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- (2) 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- (3) 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありません。
- (4) 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- (5) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。
- (6) また、鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することではなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL 03-5253-4111 (内線 2976)

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

<専門高校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線 2384)

ホーム > 会見・報道・広報 > 報道発表資料 > 佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

Tweet

印刷

令和5年11月25日
農林水産省

本日（11月25日（土曜日））佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日12時45分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市

飼養状況：約4万羽（採卵鶏）

2.経緯

(1) 昨日（11月24日（金曜日））、佐賀県は、同県鹿島市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 本日（11月25日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月25日（土曜日）12時45分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

【鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会】

- ・ 日程 令和5年11月25日(土) 14:30～15:00
- ・ 議題 佐賀県の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の発生を踏まえた今後の対応について
- ・ 出席者
内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザ発生の状況について

農林水産省

令和5年11月25日

- 1 高病原性鳥インフルエンザとは … 1
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生事例について … 2
- 3 防疫措置状況 … 3
- 4 過去の発生事例 … 4
- 5 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 … 5
- 6 北米における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 … 6
- 7 輸出への影響 … 7

1 高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 原因 (病原体)

国際獣疫事務局(WOAH)が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家さん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

(3) 症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。

急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4年度に発生。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2 高病原性鳥インフルエンザの発生事例について

国内1例目の概要（H5亜型）

- ①場所・飼養規模 : 佐賀県鹿島市の養鶏場(採卵鶏)、約4万羽
- ②周辺農場 : 3km圏内 0戸、3km-10km圏内 12戸・25.5万羽、合計 12戸・25.5万羽

③発生経緯

・11月24日(金)、養鶏場で鶏の死亡が増加したことを受け、佐賀県中部家畜保健衛生所が簡易検査を実施した結果、

同日23時00分、簡易検査陽性と判明。

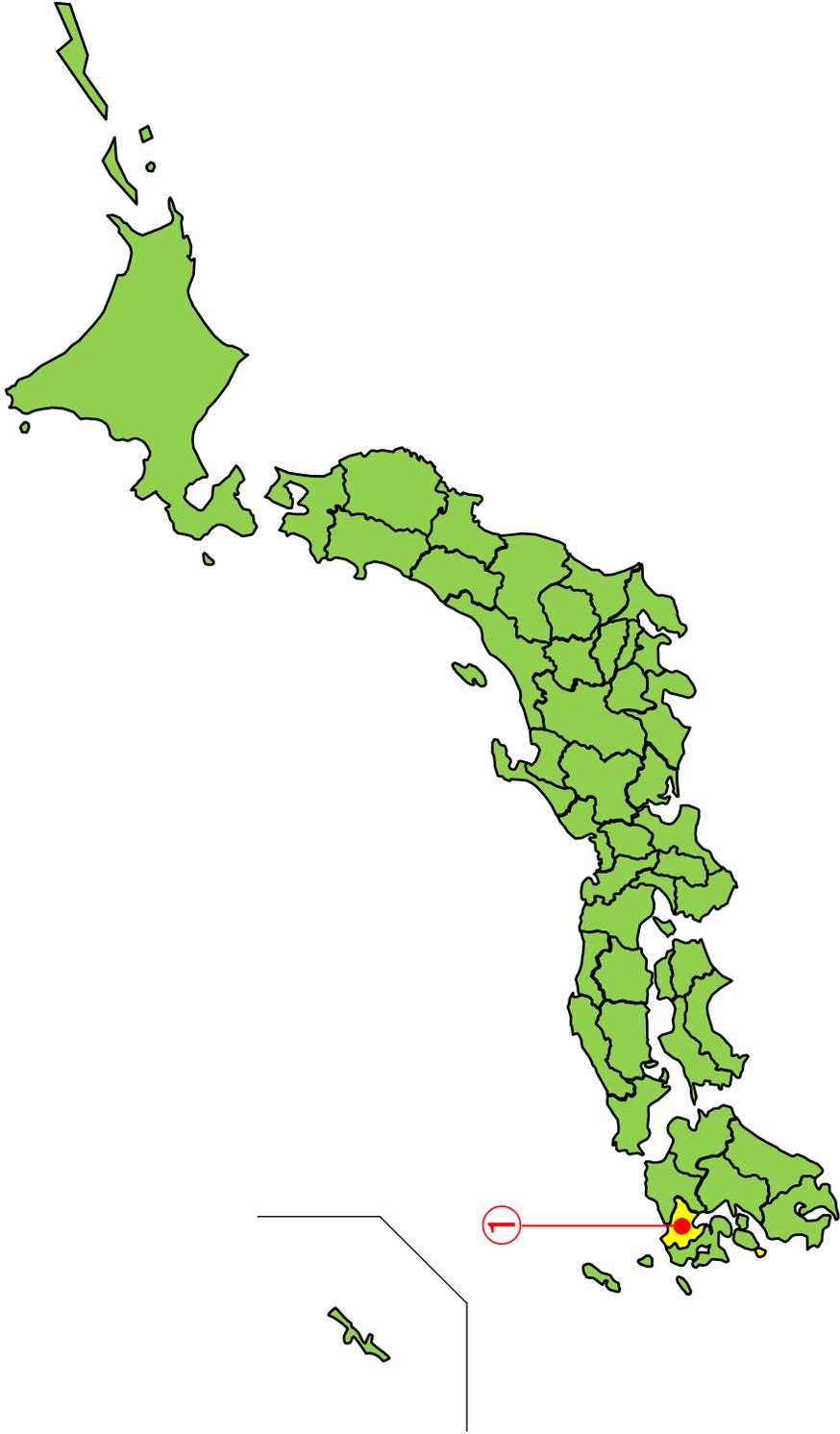
・同家畜保健衛生所がPCR検査を実施し、国による確認の結果、25日(土)9時00分に疑似患畜と確定。

3 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

令和5年11月25日 9時00分現在

事例数: 1事例 (防疫措置対象: 農場 1施設 約4万羽)		農林水産省 対策本部		防疫対応状況(予定は最短の場合)			
		発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3	措置完了日(0日目)	10日目	21日目
① 佐賀 1	養鶏場 (佐賀県鹿島市)	令和5年 11月25日	約4.0万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	防疫措置(殺処分、消毒) 完了	11月25日 9時00分	-	-
				開始	11月25日 9時00分	-	-
				清浄性 確認検査	-	-	移動制限区域 解除
							解除

※1 疑似患者と確認した日 ※2 飼養羽数は疑似患者確認時の羽数
 ※3 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。



4 過去の発生事例～近年の高病原性鳥インフルエンザの発生～

＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
 （※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
 12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

＜平成29年度の発生＞ H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

＜令和2年度の発生＞ H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

＜令和3年度の発生＞ H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

＜令和4年度の発生＞ H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

＜平成17年度の発生＞ H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

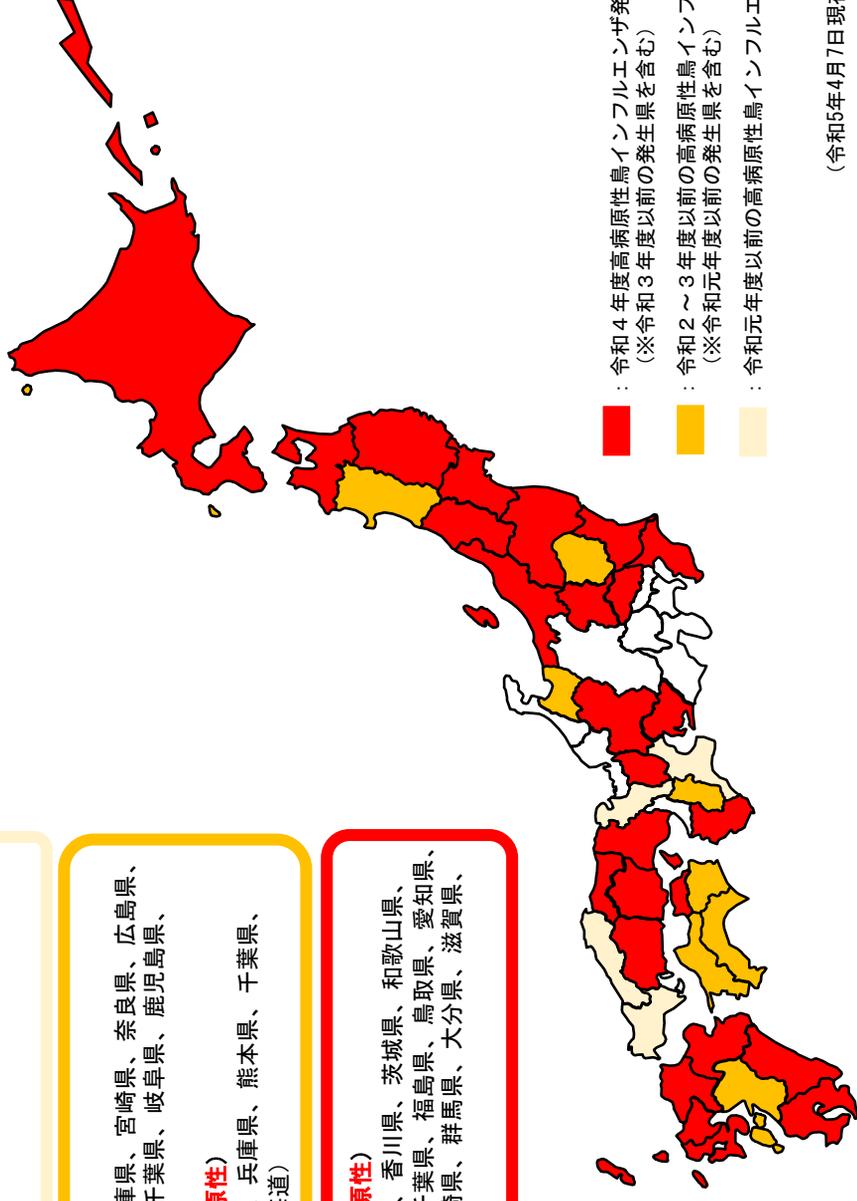
＜平成20年度の発生＞ H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野島における発生（高病原性）

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
 （他3県における動物園等の飼育鳥からウイイルスを確認）

- ・平成26～27年 全6県12例（H5N8型）
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例（H5N6型）
- ・平成29～30年 全3都県45例（H5N6型）
- ・令和2～3年 全18道県58例（H5N8型）
- ・令和3～4年 全8道府県107例（H5N1型／H5N8型）
- ・令和4～5年 全26道県184事例（H5N1型／H5N2型）
 （飼養鳥全5県8事例（H5N1型））



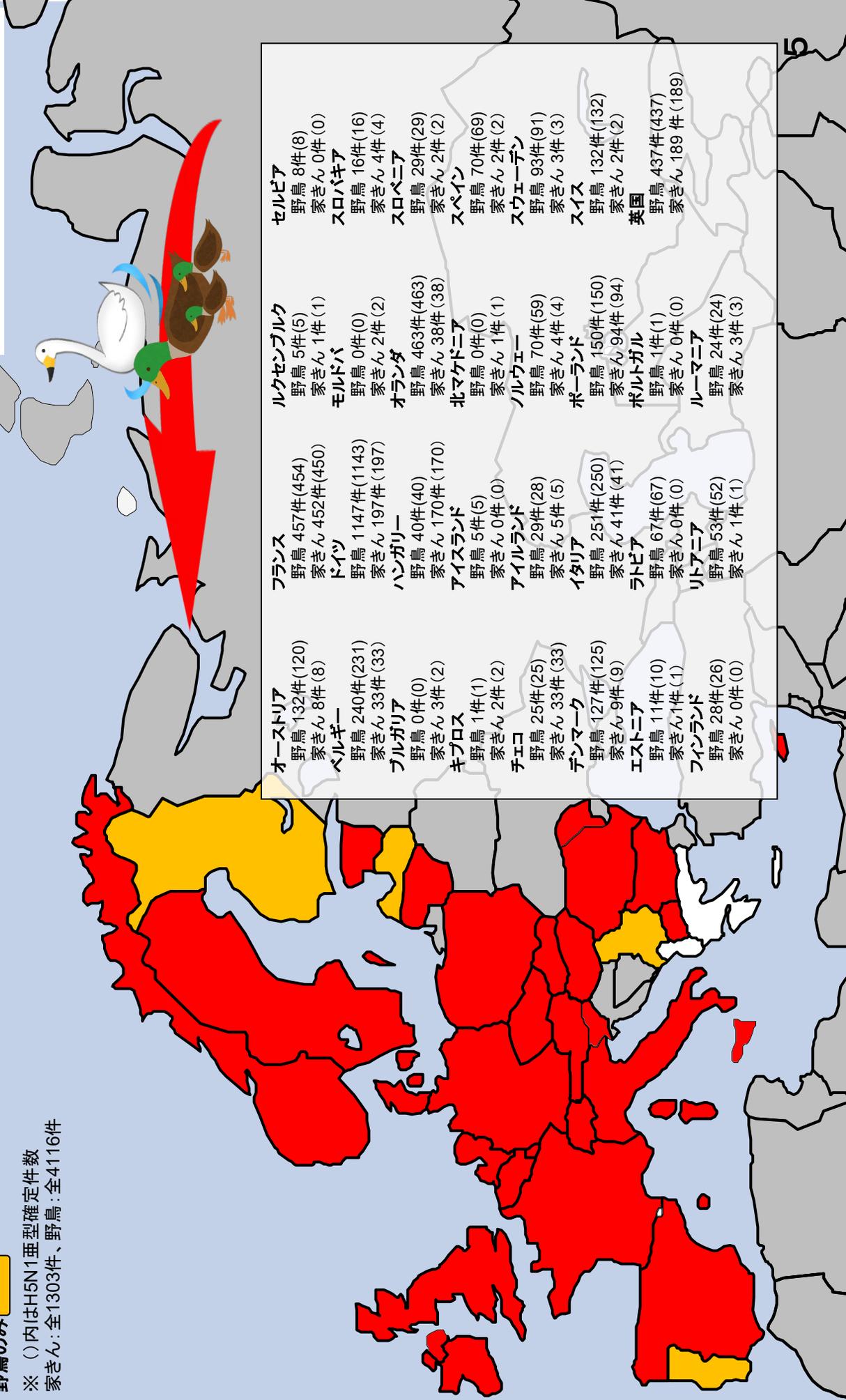
- ：令和4年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
 （※令和3年度以前の発生県を含む）
- ：令和2～3年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生道府県
 （※令和元年度以前の発生県を含む）
- ：令和元年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生県

5 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2022年10月以降)

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
野鳥のみ ■

※ ()内はH5N1亜型確定件数
家さん: 全1303件、野鳥: 全4116件

出典: EU報告書 (掲載EFSA Journal)
(2023年9月1日まで)



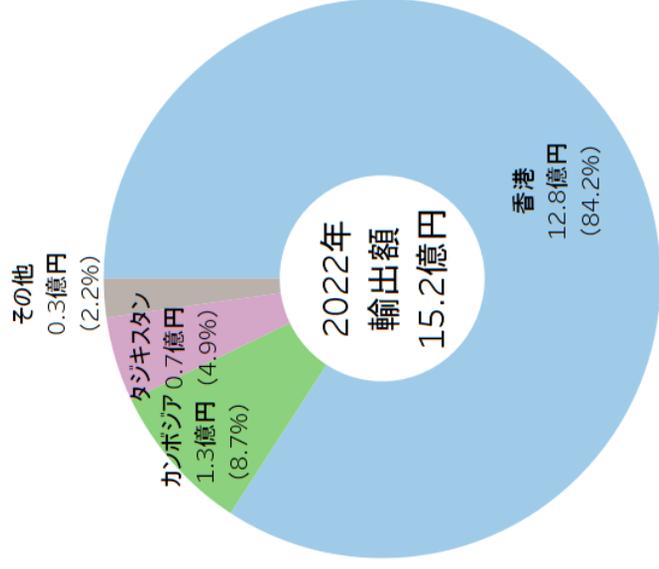
オーストリア 野鳥 132件(120) 家さん 8件(8)	フランス 野鳥 457件(454) 家さん 452件(450)	ルクセンブルク 野鳥 5件(5) 家さん 1件(1)	セルビア 野鳥 8件(8) 家さん 0件(0)
バルギー 野鳥 240件(231) 家さん 33件(33)	ドイツ 野鳥 1147件(1143) 家さん 197件(197)	モルドバ 野鳥 0件(0) 家さん 2件(2)	スロバキア 野鳥 16件(16) 家さん 4件(4)
ブルガリア 野鳥 0件(0) 家さん 3件(2)	ハンガリー 野鳥 40件(40) 家さん 170件(170)	オランダ 野鳥 463件(463) 家さん 38件(38)	スロベニア 野鳥 29件(29) 家さん 2件(2)
キプロス 野鳥 1件(1) 家さん 2件(2)	アイスランド 野鳥 5件(5) 家さん 0件(0)	北マケドニア 野鳥 0件(0) 家さん 1件(1)	スペイン 野鳥 70件(69) 家さん 2件(2)
チエコ 野鳥 25件(25) 家さん 33件(33)	アイルランド 野鳥 29件(28) 家さん 5件(5)	ノルウェー 野鳥 70件(59) 家さん 4件(4)	スウェーデン 野鳥 93件(91) 家さん 3件(3)
デンマーク 野鳥 127件(125) 家さん 9件(9)	イタリア 野鳥 251件(250) 家さん 41件(41)	ポーランド 野鳥 150件(150) 家さん 94件(94)	スイス 野鳥 132件(132) 家さん 2件(2)
エストニア 野鳥 11件(10) 家さん 1件(1)	ラトビア 野鳥 67件(67) 家さん 0件(0)	ポルトガル 野鳥 1件(1) 家さん 0件(0)	英国 野鳥 437件(437) 家さん 189件(189)
フィンランド 野鳥 28件(26) 家さん 0件(0)	リトニア 野鳥 53件(52) 家さん 1件(1)	ルーマニア 野鳥 24件(24) 家さん 3件(3)	

7 輸出への影響

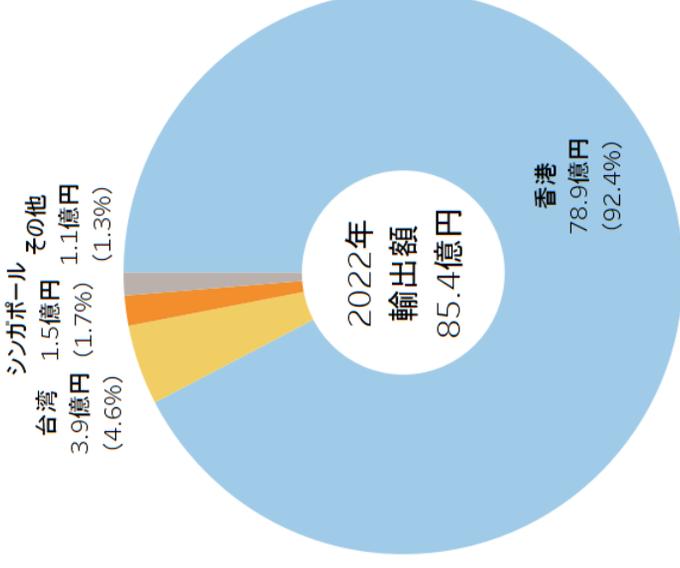
- 1 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港及びシンガポールに対しては、佐賀県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。その他の国に対しては、日本全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。
- 2 速やかに香港・シンガポール以外の国との協議を開始し、非発生県からの輸出の継続及び防疫措置が完了した県からの輸出再開を実現する。

【参考：鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2022年）について】

〈鶏肉〉



〈鶏卵〉



家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生の疑い事例に係る
環境省の対応について

令和5年11月25日
環境省自然環境局

佐賀県鹿島市の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ発生の疑い事例に対する環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定し、佐賀県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 環境省九州地方環境事務所に、佐賀県と連携し現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。
- 佐賀県と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的として、区域内の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施予定。

(参考) 野鳥の監視等の具体的な内容

- 都道府県と連携して通年で死亡野鳥等を対象に検査し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
- 国内の複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」として、野鳥監視を強化。
- 死亡野鳥、環境試料（水等）及び家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的とした渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施。

※今シーズンの発生状況（令和5年11月25日10時00分現在）

- ・ 家きん：1県1例 ※今回の発生を含む
 - ・ 野鳥：1道5県25例
 - ・ 飼養鳥：0県0例
- （別表のとおり野鳥監視重点区域を指定）

令和5（2023）年シーズン家さんにおける野鳥監視重点区域の指定状況

家さん ○例目	場所		検体情報	簡易検査陽性 結果判明日	PCR検査による 疑似患畜確定日	野鳥監視重点区域		
	都道府県	市町村				指定日	防疫措置完了日 (消毒終了)	解除日 (防疫措置が完了した日の 次の日を1日目として 28日目の24時に解除)
1例目	佐賀県	鹿島市	採卵鶏	11/24	11/25	11/25	未定	未定

※赤字の箇所が11月25日に最新に更新した箇所になります。

令和5(2023)年シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

野鳥 ○/例目	回収日 採取日		場所		検体情報			簡易検査		遺伝子検査			野鳥監視重点区域	
	都道府県	市町村	検体の種類	種名	陽性個体数	結果	結果判明日	HA型	病原性	結果判明日	最終判定	指定日	解除日	
1例目	北海道	美幌市	死亡野鳥	ハシブトガラス	1	簡易陽性	10/4	H5重型	H5重型高病原性	10/11	H5NI重型高病原性	10/4	11/1解除	
2例目	北海道	釧路市	死亡野鳥	ノスリ	1	簡易陰性	10/18	H5重型 (10/23 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	10/25	H5NI重型高病原性	10/23	11/15解除	
3例目	北海道	釧路市	死亡野鳥	オオハクチョウ	1	簡易陽性	10/26	H5重型	H5重型高病原性	11/1	H5NI重型高病原性	10/26	11/23解除	
4例目	宮城県	大崎市	衰弱野鳥	ハシブトガラス	1	簡易陽性	10/27	H5重型	H5重型高病原性	11/1	H5NI重型高病原性	10/27	11/26予定 (野鳥5例目と重複)	
5例目	宮城県	登米市	死亡野鳥	オオタカ	1	簡易陰性	10/30	H5重型 (11/1 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/6	H5NI重型高病原性	11/1	11/26予定	
6例目	北海道	別海町	死亡野鳥	タンチョウ	1	簡易陽性	10/27	H5重型 (10/27 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/7	H5NI重型高病原性	10/27	12/4予定 (野鳥13例目と重複)	
7例目	北海道	厚岸町	死亡野鳥	オオハクチョウ	1	簡易陰性	10/31	H5重型 (10/31 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/8	H5NI重型高病原性	10/31	11/28予定	
8例目	鹿児島県	出水市	環境試料(水)	—	14検体 (うち6検体で 検出)	—	—	H5重型	H5重型高病原性	11/10	H5NI重型高病原性	11/10	12/18予定 (野鳥25例目と重複)	
9例目	鹿児島県	出水市	死亡野鳥	オナガガモ	1	簡易陰性	11/13	H5重型 (11/13 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/14	H5NI重型高病原性	11/13	12/18予定 (野鳥25例目と重複)	
10例目	鹿児島県	出水市	死亡野鳥	ヒドリガモ	1	簡易陰性	11/13	H5重型 (11/13 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/14	H5NI重型高病原性	11/13	12/18予定 (野鳥25例目と重複)	
11例目	北海道	標津町	死亡野鳥	タンチョウ	1	簡易陽性	11/8	H5重型	H5重型高病原性	11/15	H5NI重型高病原性	11/8	12/20予定 (野鳥・11/22標津町ハシブトガラス 疑い事例と重複)	
12例目	岡山県	総社市	死亡野鳥	ツミ	1	簡易陽性	11/9	H5重型	H5重型高病原性	11/15	H5NI重型高病原性	11/9	12/11予定 (野鳥16例目と重複)	
13例目	北海道	別海町	死亡野鳥	ハクチョウ	1	簡易陰性	11/7	H5重型 (11/13 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/15	H5NI重型高病原性	11/13	12/13予定 (野鳥23例目と重複)	
14例目	鹿児島県	出水市	死亡野鳥	ヒドリガモ	1	簡易陰性	11/8	H5重型 (11/13 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5重型高病原性	11/15	H5NI重型高病原性	11/13	12/18予定 (野鳥25例目と重複)	
—	北海道	釧路市	死亡野鳥	マガモ	1	簡易陰性	11/13	H5重型 (11/15 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	陰性 (低病原性鳥インフル エンザウイルス)	11/17	検査中	11/15	11/17解除	
15例目	鹿児島県	出水市	環境試料(水)	—	14検体 (うち3検体で 検出)	—	—	H5重型	H5重型高病原性	11/17	H5NI重型高病原性	11/17	12/18予定 (野鳥25例目と重複)	

令和5（2023）年シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

野鳥 ○例目	回収日		場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査			野鳥監視重点区域			
	採取日	市町村	都道府県	市町村	検体の種類	種名	陽性個体数	結果	結果判明日	HA型	病原性	結果判明日	最終判定	指定日	解除日
16例目	11/13	岡山県	倉敷市	倉敷市	死亡野鳥	オナカガモ	1	簡易陽性	11/13	H5亜型	H5亜型高病原性	11/20	H5N1亜型高病原性	11/13	12/11予定
17例目	11/14	千葉県	真金市	真金市	野鳥糞便	カモ類	43検体 (うち1検体で 検出)	-	-	H5亜型	H5亜型高病原性	11/20	H5N1亜型高病原性	11/20	12/12予定
18例目	11/9	鳥取県	鳥取市	鳥取市	野鳥糞便	-	11検体 (うち1検体で 検出)	-	-	H5亜型	H5亜型高病原性	11/21	H5N1亜型高病原性	11/21	12/7予定
19例目	11/19	鹿児島県	出水市	出水市	死亡野鳥	ヒドリガモ	1	簡易陽性	11/20	H5亜型	H5亜型高病原性	11/21	H5N1亜型高病原性	11/20	12/18予定 (野鳥25例目と重複)
20例目	11/11	北海道	中標津町	中標津町	死亡野鳥	オオハクチョウ	1	簡易陰性	11/13	H5亜型 (11/20 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5亜型高病原性	11/22	H5N1亜型高病原性	11/20	12/9予定
21例目	11/13	北海道	大樹町	大樹町	死亡野鳥	オオハクチョウ	1	簡易陰性	11/13	H5亜型 (11/20 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5亜型高病原性	11/22	H5N1亜型高病原性	11/20	12/11予定
22例目	11/14	北海道	標茶町	標茶町	死亡野鳥	タンチョウ	1	簡易陽性	11/14	H5亜型	H5亜型高病原性	11/22	H5N1亜型高病原性	11/14	12/13予定 (野鳥23例目と重複)
23例目	11/15	北海道	別海町	別海町	死亡野鳥	タンチョウ	1	簡易陽性	11/17	H5亜型	H5亜型高病原性	11/22	H5N1亜型高病原性	11/17	12/13予定
24例目	11/18	宮城県	多賀城市	多賀城市	死亡野鳥	オオハクチョウ	1	簡易陰性	11/18	H5亜型 (11/21 A型鳥インフル エンザウイルス検出)	H5亜型高病原性	11/24	検査中	11/21	12/16予定
25例目	11/20	鹿児島県	出水市	出水市	環境試料(水)	-	14検体 (うち2検体で 検出)	-	-	H5亜型	H5亜型高病原性	11/24	H5N1亜型高病原性	11/24	12/18予定
疑い 事例	11/21	香川県	東かがわ市	東かがわ市	死亡野鳥	ヒドリガモ	1	簡易陽性	11/21	検査中	検査中	検査中	検査中	11/21	12/19予定
疑い 事例	11/21	高知県	高知市	高知市	死亡野鳥	ハヤブサ	1	簡易陽性	11/21	検査中	検査中	検査中	検査中	11/21	12/19予定
疑い 事例	11/22	北海道	標津町	標津町	死亡野鳥	ハシブトガラス	1	簡易陽性	11/22	検査中	検査中	検査中	検査中	11/22	12/20予定
疑い 事例	11/24	北海道	札幌市	札幌市	死亡野鳥	ハシブトガラス	2	簡易陽性	11/24	検査中	検査中	検査中	検査中	11/24	12/22予定

野鳥との接し方について

○同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

○死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

○日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありません。

○野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。